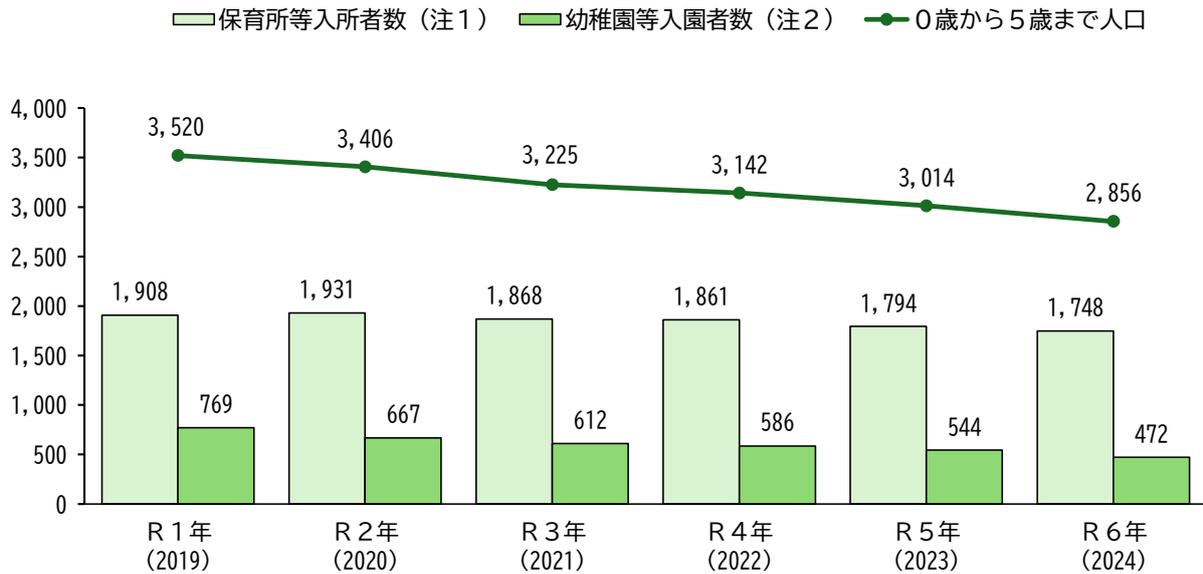


目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定における背景と目的	2
2 地域福祉計画に盛り込むべき事項	4
3 計画の位置付け	5
4 計画の期間	7
5 SDGsについて	8
第2章 あきる野市の地域福祉を取り巻く現状	9
1 市の人口・世帯	11
(1) 人口の推移	11
(2) 世帯の推移	13
(3) 地域別（ブロック別）の人口	14
2 支援を必要とする人や家族の状況	16
(1) 子ども・子育て世帯を取り巻く動向	16
(2) 障がい者（児）を取り巻く動向	19
(3) 高齢者を取り巻く動向	21
(4) 生活困窮者を取り巻く動向	23
(5) 市民の健康づくりを取り巻く動向	25
(6) 権利擁護を取り巻く動向	26
3 地域福祉推進にかかる関係者・機関・団体の状況	27
(1) 関係者・機関・団体など	27
(2) 担い手の育成状況	31
4 アンケート調査からみる施策の評価	33
● あきる野市地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査の概要	33
● 地域の団体・機関の認知度	34
● あきる野市の施策について	36
第3章 基本理念と基本目標	37
1 基本理念	38
2 基本目標	39
(1) ゆるやかにつながるまちをめざそう	39
(2) 誰ひとり取り残さないまちをめざそう	39
3 計画の体系	40

第4章 施策の展開	41
基本目標1 ゆるやかにつながるまちをめざそう	42
① 地域のみんながつながる支援	44
(1) 地域で活動する人や団体への支援	44
(2) 災害時に助け合える地域づくり	45
② つながるしくみづくりの推進	46
(1) 地域住民間の交流促進	46
(2) 地域活動の中心となる担い手の確保・育成	47
(3) 課題を抱える人もそうでない人も気軽に集まり、安心して通えるような居場所づくり	48
③ つながりやすい環境の整備	49
(1) 誰もが暮らしやすい生活環境の形成	49
(2) 人権、福祉に対する意識の向上	50
基本目標2 誰ひとり取り残さないまちをめざそう	51
① 隙間なく包括的に受け止める支援体制の構築	53
(1) 対象者の属性を問わない相談支援の実施	53
(2) 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備..	54
(3) 課題を抱えながらも支援が届いていない人の把握と支援	55
(4) 相談窓口の連携強化と支援の充実	55
② 多様な支援の推進	56
(1) 生活困窮者に対する相談・支援等の充実	56
(2) 住宅確保要配慮者等への支援の充実	57
(3) 成年後見制度の利用促進【成年後見制度利用促進計画】	58
(4) 再犯防止の推進【再犯防止推進計画】	62
第5章 計画の推進に向けて	65
1 計画の推進体制	66
2 PDCAサイクルに基づく計画の推進	67
3 計画評価のための指標の設定	68

【保育サービスの利用状況の推移】



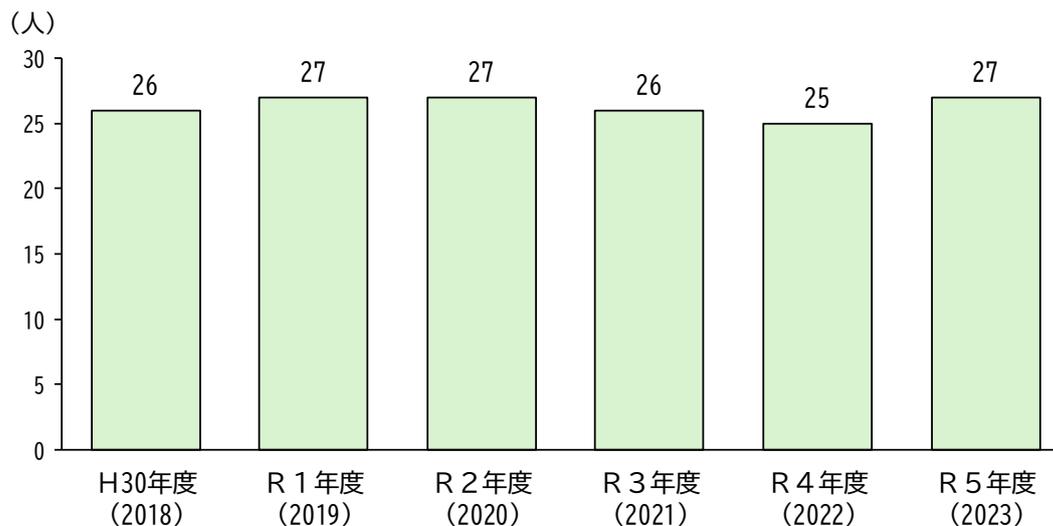
※各年4月1日、幼稚園等は各年5月1日、出典：あきる野市保育課

（注1） 保育所、認定こども園（2号認定・3号認定）、地域型保育事業及び地域単独事業（認証保育所）

（注2） 幼稚園及び認定こども園（1号認定）

- ・ 保育サービスの利用状況の推移について、保育所等の入所者は令和元年から令和2年に若干増加しましたが、以降は減少傾向で推移し、令和6年では1,748人となっています。幼稚園等の入園者は令和元年から減少しており、令和6年で500人を下回っております。
- ・ こどもの人口が減少するにつれ、保育所や幼稚園等の利用者数も減少傾向にあることがうかがえます。

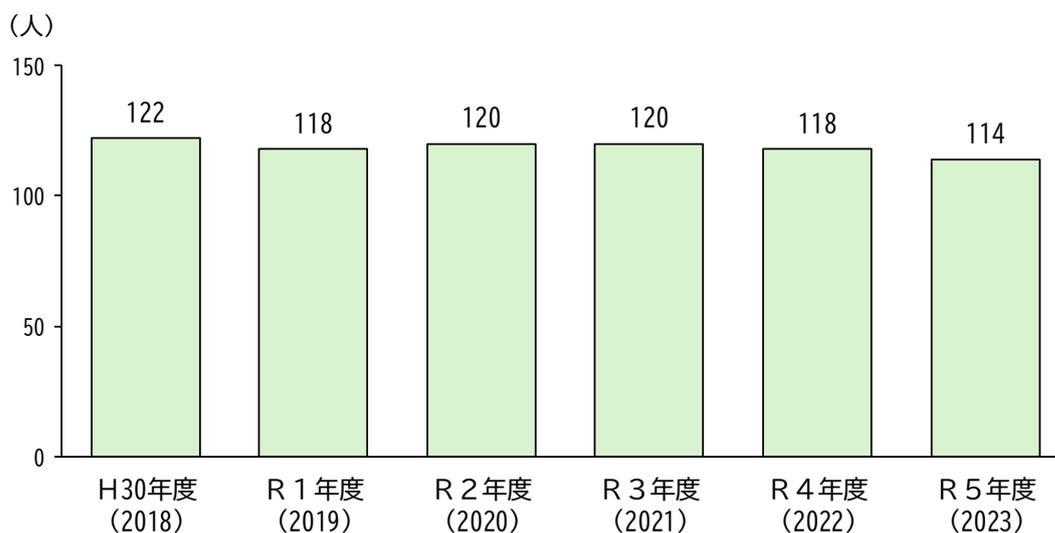
【西多摩地区保護司会あきる野分区 保護司数】



※各年4月1日現在、あきる野市福祉総務課集計

- ・ 保護司は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。
- ・ 保護司の数は横ばいの状況が続いていますが、高齢化等により今後減少が見込まれます。

【健康づくり市民推進委員数】



※各年3月31日現在、出典：各年事務報告書

- ・ 健康づくり市民推進委員は、町内会・自治会から推薦され、市と協働で健康づくりの推進を図っています。令和5年度の委員数は、114人です。